

ぜひ活用して
ください!

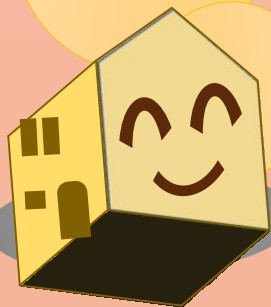
郷土を愛し未来を創生する

群馬県 藤岡市

ふるさとのもので

つくる木造建築

支援事業のご案内



藤岡市内に自身が居住するための住宅又は
店舗・事務所などを、地域材^(※1)を使って新築
または増改築する人を支援します。

(※1) 「ぐんま優良木材」のうち「藤岡市内で伐採された木材」又は
「藤岡市内のぐんま優良木材認証工場で製材又は加工された木材」

主 な 要 件

- ・（新築住宅）延床面積が80㎡以上280㎡以下の一戸建て
- ・地域材を8㎡以上使用（増改築の場合、1㎡以上）
- ・施工業者が建築一式工事の許可を受けている
- ・新築：申請した年度内に上棟する
増改築：申請した年度内に完成する

新 規 追 加 対 象

◆店舗や事務所などの非住宅
も補助対象とします◆

- ・地域材の使用
新築：8㎡以上使用
増改築：1㎡以上使用
- ・1㎡あたりの補助額：3万円
（住宅上限45万円／
非住宅上限60万円）

新築住宅の補助の場合（例）

構造材、化粧材、造作家具に合計8㎡以上の地域材を使用している新築住宅に対して、地域材の使用量に応じた金額を補助します。

地域材使用量	補助金額
地域材1㎡あたり	3万円
(例) 8㎡使用（最少）	24万円
15㎡使用（最大）	45万円

店舗付き住宅などの併用住宅の場合は、住宅部分の地域材が対象です。

転入者への補助^(※2)

補助対象の住宅を新築し、市外から藤岡市へ転入する場合に加算します。

補助金額 10万円

(※2) 次のいずれかに該当する人を転入者とします。

藤岡市に転入後1年以内又はこれから転入しようとする人
藤岡市から転出後3年以上が経過し、再度転入する人

鬼石地区に補助対象の住宅を新築して転入する人は、さらに10万円の補助が受けられます。



鬼石地区の補助についての問合せ先
鬼石総合支所 鬼石振興課 TEL：0274-52-3111

森林を守り、育て、活用する循環型の森林政策の一環として、地域材の活用を推進しています。

詳しくはこちらで
ご確認ください



藤岡市役所 森林課

電話：0274-50-4441（平日8:30～17:15）

藤岡市

